

# 福井県報

第 2016 号

平成 21 年  
3 月 10 日(火)

火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

— 目 次 —  
(※は、県例規集登載事項)

- 告 示**
- ※物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示(一〇九・財産活用課) ……1
  - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・サービス業振興課) ……1
  - 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所) ……1

**公安委員会規則**

※福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則(三・警務課) ……1

**告 示**

**福井県告示第109号** 競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月10日  
福井県知事 西川 一誠

**告示**

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等(昭和42年福井県告示第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「第3項」を「第4項」に改める。

**附 則**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**公 告**

平成20年10月31日付けで公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出について、同法第8条第1項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年3月10日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地(仮称) ヤスサキズルメ館越前南店 越前市神山南部土地区画整理事業地区内 37街区1番 外16番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤスサキ  
代表取締役 安崎 政士  
福井市松城町1201番地1
- 3 聴取した意見の概要

- (1) 防犯・災害対策について  
「越前市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、当該店舗および駐車場について、安全を最重点とした管理と防犯対策に努めること。特に深夜営業の際の防犯対策に配慮すること。
- (2) 騒音対策について

・騒音レベルの算出根拠資料によると、地点a、c、dの夜間における来客車両走行音が規制基準値を上回る予想がされているため、駐車場2、3の午後10時以降の封鎖を徹底するとともに、今後の土地利用の動向により影響が認められる場合は、速やかに騒音対策を実施すること。

- ・搬送トラックの乗り入れについて、周辺環境に支障を及ぼすような騒音が生じないよう、ドライバーへの指導を十分に行うこと。
- (3) 排水・汚水処理について

・食品の加工や調理に当たって、用水等に汚水が排出されないよう、食物残さや油分、調味料等を十分に浄化できる施設の設置と管理を徹底するとともに、し尿処理施設についても、法に基づき十分に管

理し水質汚濁の防止に努めること。

- ・農業用排水路へ排水を流入させる場合は、水路管理者の同意を得るとともに、排水の水質汚濁軽減に努めること。

- 4 聴取した意見の縦覧場所
- (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課
- (2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎

- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時30分まで

春江町土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年1月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年3月10日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏 名	住 所	
理事	西端 智	坂井市春江町中庄35-10	
〃	北嶋保男	〃 春江町定広1-19	
監事	村中秀彌	〃 春江町藤鷲塚17-10	

**公安委員会規則**

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則(三・警務課) ……1

平成21年3月10日

福井県公安委員会

委員長 松本 幸太郎

福井県公安委員会規則第三号

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福井県警察の組織等に関する規則（昭和三十五年福井県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の表中「捜査第一課」を「刑事企画課」に改める。

捜査第一課

第三条の二を削る。

第七条の二第二項中「および第三号」を「第三号および第五号」に改める。

第十条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 インターネット紹介事業の届出、指導取締りおよび行政処分に関すること。

第十一条の次に次の一条を加える。

（刑事企画課）

第十一条の二 刑事企画課においては、次の事務を分掌する。

一 刑事警察に関する総合的な企画、調査および調整に関すること。

二 犯罪統計に関すること。

三 公判対応に関すること。

四 刑事資料の調査、収集および管理に関すること。

五 捜査共助に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しないこと。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第

十三号および第十四号を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十一年三月十六日から施行する。

平成二十一年三月十日印  
平成二十一年三月十日発

刷 行

発行人  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県  
福井県坂井市春江町中庄六一一三二 (株)エクシード

☎五五六七八番